

令和 8 年度
第 1 回佐伯市障がい者計画等策定委員会
資 料

令和 8 年 7 月 27 日(月)

佐伯市障がい福祉計画（第7期）
佐伯市障がい児福祉計画（第3期）

【令和7年度実績】

令和8年7月27日

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

（1か月あたりの延べ時間及び利用人数）

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護 ホームヘルプ	見込量	時 間 分	1,215	1,245	1,275	1,070	1,080	1,100
		利用人数	81	83	85	71	72	74
	実績値	時 間 分	1,043	1,047	1,050	1,000	971	
		利用人数	70	70	70	65	64	
重度訪問 介 護	見込量	時 間 分	10	10	10	10	10	10
		利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績値	時 間 分	0	0	0	0	0	
		利用人数	0	0	0	0	0	
同行援護	見込量	時 間 分	105	112	119	100	100	100
		利用人数	15	16	17	18	18	18
	実績値	時 間 分	91	100	86	108	109	
		利用人数	16	18	18	18	16	
行動援護	見込量	時 間 分	192	205	218	150	150	150
		利用人数	15	16	17	12	12	12
	実績値	時 間 分	157	149	158	182	164	
		利用人数	14	12	13	15	10	
重度障害者 包括支援	見込量	時 間 分	300	300	300	200	200	200
		利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績値	時 間 分	195	195	195	193	187	
		利用人数	1	1	1	1	1	

※上段はサービス量（1月あたりの利用時間数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※令和8年3月実績数値

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

(1 か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
生活介護	見込量	人 日 分	5,064	5,064	5,064	4,900	4,900	4,900
		利用人数	250	250	250	230	230	230
	実績値	人 日 分	4,950	4,884	4,493	4,840	4,761	
		利用人数	230	228	231	230	220	

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※令和8年3月実績数値

② 自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練・機能訓練）

(1 か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量	人 日 分	124	124	144	50	60	60
		利用人数	6	6	7	3	4	4
	実績値	人 日 分	56	38	53	18	23	
		利用人数	3	2	3	1	1	
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人 日 分	43	57	72	40	40	40
		利用人数	3	4	5	2	2	2
	実績値	人 日 分	19	18	22	0	50	
		利用人数	1	1	1	0	3	
就労選択 支援 (R6新規)	見込量	人 日 分	—	—	—	0	15	15
		利用人数	—	—	—	0	2	2
	実績値	人 日 分	—	—	—	0	0	
		利用人数	—	—	—	0	0	

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※令和8年3月実績数値

③ 就労移行支援

(1 か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
就労移行 支 援	見込量	人 日 分	232	253	274	80	100	100
		利用人数	11	12	13	4	5	5
	実績値	人 日 分	152	67	66	56	81	
		利用人数	9	4	4	3	5	

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※令和8年3月実績数値

④ 就労継続支援（A型・B型）

(1 か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
就労継続 支援A型 (雇用型)	見込量	人 日 分	711	731	751	600	600	600
		利用人数	35	36	37	30	30	30
	実績値	人 日 分	713	603	533	521	530	
		利用人数	34	29	29	28	27	
就労継続 支援B型 (非雇用型)	見込量	人 日 分	5,162	5,236	5,310	5,700	5,700	5,700
		利用人数	279	283	287	300	300	300
	実績値	人 日 分	5,158	5,696	5,116	5,526	5,942	
		利用人数	280	298	296	301	313	

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※令和8年3月実績数値

⑤ 就労定着支援

(1 か月あたりの利用人数)

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
就労定着支援	見込量	利用人数	5	6	8	10	12	14
	実績値	利用人数	10	8	7	6	5	

※利用人数（1月あたりの利用者数）

※令和8年3月実績数値

⑥ 療養介護

(1 か月あたりの利用人数)

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
療養介護	見込量	利用人数	19	19	19	20	20	20
	実績値	利用人数	20	20	20	20	21	

※利用人数(1月あたりの利用者数)

※令和8年3月実績数値

⑦ 短期入所(ショートステイ)

(1 か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
短期入所 (福祉型)	見込量	人 日 分	60	72	84	50	50	50
		利用人数	5	6	7	7	7	7
	実績値	人 日 分	34	10	72	82	71	
		利用人数	2	5	17	25	21	
短期入所 (医療型)	見込量	人 日 分	15	15	15	15	15	15
		利用人数	3	3	3	3	3	3
	実績値	人 日 分	0	0	0	0	3	
		利用人数	0	0	0	0	1	

※上段はサービス量(人日=1月あたりの延べ人数)、下段は利用人数(1月あたりの利用者数)

※令和8年3月実績数値

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

② 施設入所支援

（1 か月あたり利用人数）

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
共同生活援助 （グループホーム）	見込量	利用人数	135	137	139	155	156	158
	実績値	利用人数	150	150	155	156	169	
施設入所支援	見込量	利用人数	167	167	166	170	167	164
	実績値	利用人数	172	173	171	170	167	

※利用人数（1 月あたりの利用者数）

※令和8年3月実績数値

③ 自立生活援助

（1 か月あたりの利用人数）

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	見込量	利用人数	3	3	3	1	1	1
	実績値	利用人数	0	0	0	0	0	

※利用人数（1 月あたりの利用者数）

※令和8年3月実績数値

(4) 相談支援事業（サービス利用計画作成）

- ① 計画相談支援
- ② 地域相談支援（地域移行支援）
- ③ 地域相談支援（地域定着支援）

（1 か月あたりの利用人数）

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	見込量	人／月	151	153	156	155	160	160
	実績値	人／月	160	153	157	158	169	
地域移行支援	見込量	人／月	1	1	1	2	3	3
	実績値	人／月	1	1	1	2	1	
地域定着支援	見込量	人／月	1	1	1	1	1	1
	実績値	人／月	0	0	0	0	0	

※人／月（1年間の利用者数を12か月で除した1か月平均の利用者数）

※令和7年4月～令和8年3月までの平均値

(5) 障がい児支援サービス

- ① 児童発達支援
- ② 放課後等デイサービス
- ③ 保育所等訪問支援
- ④ 障害児相談支援

(1か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	見込量	人 日 分	633	622	611	550	550	550
		利用人数	57	56	55	55	55	55
	実績値	人 日 分	555	557	598	527	535	
		利用人数	54	58	69	61	66	
医療型 児童発達支援	見込量	人 日 分	5	5	5	0	0	4
		利用人数	1	1	1	0	0	1
	実績値	人 日 分	0	0	0	0	0	
		利用人数	0	0	0	0	0	
放課後等 デイサービス	見込量	人 日 分	1,195	1,253	1,310	1,600	1,600	1,600
		利用人数	83	87	91	110	110	110
	実績値	人 日 分	1,457	1,535	1,660	1,706	1,593	
		利用人数	94	105	118	125	105	
保育所等 訪問支援	見込量	人 日 分	3	3	3	5	6	7
		利用人数	2	2	2	5	6	7
	実績値	人 日 分	2	3	8	9	16	
		利用人数	1	3	8	10	13	
障害児 相談支援	見込量	人／月	57	58	59	40	41	42
	実績値	人／月	38	40	44	42	40	

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用者数（1月あたりの利用者数）

※「児童発達支援」から「保育所等訪問支援」は令和8年3月実績数値

※「障害児相談支援」は令和7年4月～令和8年3月までの平均値

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

- ① 相談支援事業
- ② 地域自立支援協議会
- ③ 成年後見制度利用支援事業

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
相談支援事業	見込量	箇所	3	3	3	3	3	3
	実績値	箇所	3	3	3	3	3	
基幹相談支援センター	見込量	有無	無	無	無	無	無	有
	実績値	有無	無	無	無	有	有	
相談支援機能強化事業	見込量	有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	有無	有	有	有	有	有	
地域自立支援協議会	見込量	有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	有無	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	見込量	有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	有無	有	有	有	有	有	

※令和8年3月末時点実績数値

④ 意思疎通支援事業

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳者 派遣事業	見込量	回/年	110	110	110	120	120	120
	実績値	回/年	125	73	87	89	99	
要約筆記者 派遣事業	見込量	回/年	40	40	40	15	15	15
	実績値	回/年	14	6	27	25	33	

※令和8年3月末時点実績数値

⑤ 日常生活用具給付等事業

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護訓練 支援用具	見込量	件/年	5	5	5	5	5	5
	実績値	件/年	7	2	6	4	2	
自立生活 支援用具	見込量	件/年	15	15	15	15	15	15
	実績値	件/年	13	9	4	2	5	
在宅療養等 支援用具	見込量	件/年	20	20	20	15	15	15
	実績値	件/年	16	14	6	10	0	
情報・意志 疎通支援用具	見込量	件/年	80	80	80	50	50	50
	実績値	件/年	42	40	35	53	39	
排泄管理 支援用具	見込量	件/年	2,200	2,200	2,200	2,000	2,050	2,100
	実績値	件/年	2,003	1,930	1,795	1,782	1,664	
居宅生活動作 補助用具	見込量	件/年	5	5	5	1	1	1
	実績値	件/年	1	1	1	1	2	

※令和8年3月末時点実績数値

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員養成講座	見込量	修了者数	15	15	15	35	37	40
	実績値	修了者数	25	35	29	27	23	

※令和8年3月末時点実績数値

⑦ 移動支援事業

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
移動支援事業	見込量	実利用人数	35	35	35	40	40	40
		実施箇所数	10	10	10	20	20	20
	実績値	実利用人数	34	35	37	29	29	
		実施箇所数	18	18	18	19	16	

※令和8年3月末時点実績数値

⑧ 地域活動支援センター（機能強化）事業

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
地域活動支援センター	見込量	実利用人数	5	5	5	6	7	7
		実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	実績値	実利用人数	3	4	10	11	14	
		実施箇所数	2	2	2	2	2	

※令和8年3月末時点実績数値

(2) 任意事業

① 福祉ホーム事業

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
福祉ホーム事業	見込量	実利用人数	1	1	1	1	1	1
		実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実績値	実利用人数	1	1	1	1	1	
		実施箇所数	1	1	1	1	1	

※令和8年3月末時点実績数値

② 訪問入浴サービス事業

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
訪問入浴サービス事業	見込量	年間利用数	450	450	450	350	370	370
		実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実績値	年間利用数	273	245	358	371	364	
		実施箇所数	1	1	1	1	1	

※令和8年3月末時点実績数値

③ 日中一時支援事業

サービス名		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
日中一時支援事業	見込量	年間利用回数	2,800	2,800	2,800	4,500	4,600	4,600
		実施箇所数	9	9	9	12	13	13
	実績値	年間利用回数	3,999	4,433	4,957	4,467	5,274	
		実施箇所数	11	9	10	12	12	

※令和8年3月末時点実績数値

佐伯市障がい福祉計画（第8期）及び 佐伯市障がい児福祉計画（第4期）の策定について

1 計画の概要

- 計画の位置づけ：
 - ・ 佐伯市障がい福祉計画：障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画。
 - ・ 佐伯市障がい児福祉計画：児童福祉法に基づき、障がい児通所サービス等の必要量と提供体制を確保するための実施計画。
- 目的：
 - ・ 障がいのある人・こどもが、地域で安心して暮らし、学び、働き、参加できる「地域共生社会」の実現。
 - ・ 国の基本指針及び県の方針を踏まえつつ、佐伯市の実情に即したサービス提供体制・相談支援体制を整備する。

2 国の基本指針の概要

- 基本指針の役割：
 - ・ 市町村・都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定める際の「基本的な方針」を示すもの。
- 計画期間（国指針）：
 - ・ 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画：令和9年4月～令和12年3月。
- 主な見直しのポイント（抜粋）：
 - ・ 入所から地域生活への移行・継続支援：地域移行者数の把握、居室の個室化等の推進。
 - ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム：相談・援助体制の整備、医療との連携。
 - ・ 就労支援の強化：就労選択支援の活用、一般就労への移行促進。
 - ・ 障がい児支援体制の整備：インクルージョン推進の協議の場、強度行動障がい児への支援体制整備。
 - ・ 相談支援体制の充実：基幹相談支援センターの設置、望まないセルフプランの解消。
 - ・ 人材確保・生産性向上：介護テクノロジー導入、研修への当事者参画。
 - ・ 災害時のサービス提供確保・虐待防止・差別解消等の取組の強化。

※詳細は別添「改正基本指針の概要」参照。

3 佐伯市における計画期間・対象

- 現行計画の期間整理：
 - ・ 佐伯市障がい者計画（第4次）：令和6～11年度
 - ・ 佐伯市障がい福祉計画（第7期）：令和6～8年度
 - ・ 佐伯市障がい児福祉計画（第3期）：令和6～8年度

- **今回策定する計画：**
 - ・ 佐伯市障がい者計画（第４次）との整合性を保ちつつ、国の第８期・第４期の基本指針を踏まえ、令和１１年度の成果目標と令和９～１１年度の障がい福祉サービス等の見込量とその提供体制の確保方を定める。
- **対象範囲：**
 - ・ 障害福祉サービス（訪問系・日中活動系・居住系・相談支援等）
 - ・ 障がい児通所サービス等
 - ・ 地域生活支援事業、相談支援体制、人材確保・研修、虐待防止など関連施策。

4 策定方針

- **方針１：国・県の基本指針との整合性確保**
 - ・ 国の成果目標（地域移行、就労、相談支援、人材確保等）を参照しつつ、佐伯市の実態に応じた目標設定を行う。
- **方針２：データに基づく必要量・提供体制の検討**
 - ・ サービス利用実績、人口動態、障がい種別・年齢別の状況等を分析し、サービス見込量と提供体制の課題を整理する。
- **方針３：当事者・家族・関係機関の参画**
 - ・ 地域自立支援協議会等との連携を図り、当事者・家族・事業所・関係機関の意見を反映する。
- **方針４：地域共生社会の視点の導入**
 - ・ 高齢者・こども・生活困窮・精神保健等の分野との連携を意識し、地域福祉計画等との整合を図る。
- **方針５：持続可能なサービス提供体制・人材確保**
 - ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス維持、ICT活用、介護テクノロジー導入等による生産性向上を検討する。

5 今後のスケジュール（案）

- **第１回（今回）：**
 - ・ 計画の位置づけ・国指針の概要・策定方針の共有
- **第２回：令和８年１０月**
 - ・ 計画素案の検討
 - ・ 成果目標、サービス見込量の考え方の検討
- **第３回：令和９年１月**
 - ・ 計画案（パブリックコメント案）の検討
- **第４回：令和９年３月**
 - ・ 計画案の最終調整・承認

※回数・時期は今後の国・県動向、事務進行状況に応じて調整。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用を要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上の上入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
 - 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
 - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
 - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
 - 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
 - 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
 - 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
 - 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

佐伯市における障がい者等の現状について

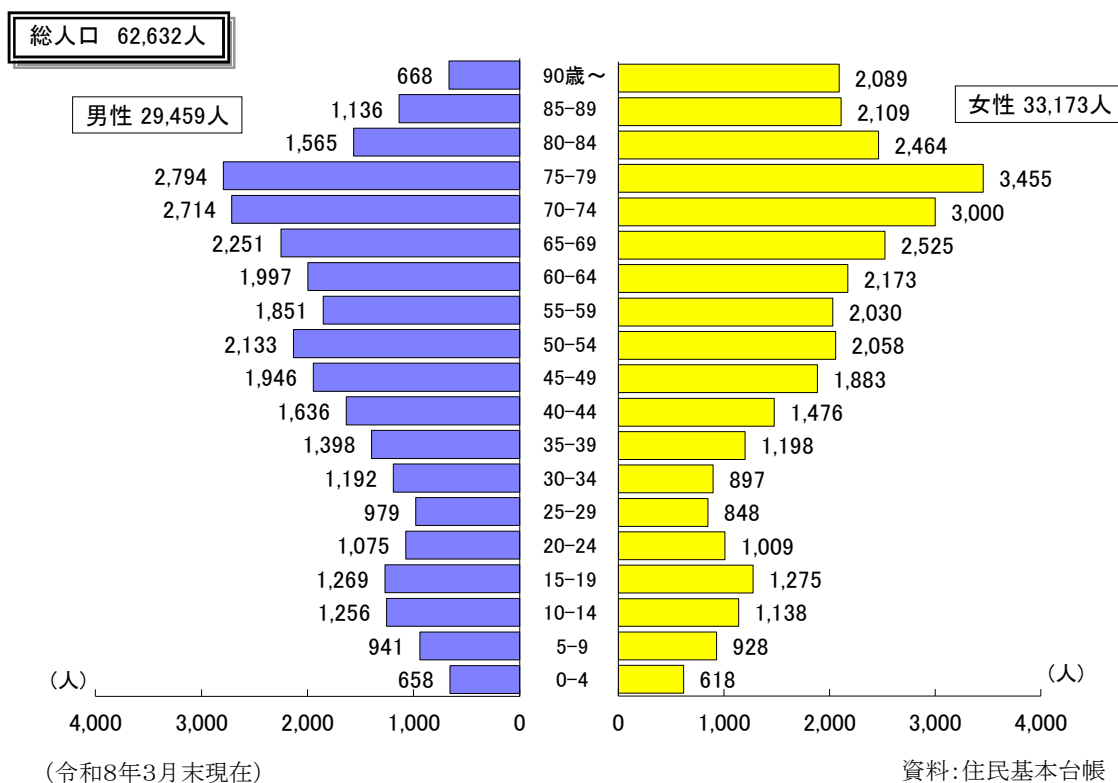
1 人口動態

(1)人口ピラミッド

本市の人口は、令和8年3月末現在で、男性29,459人、女性33,173人、合計62,632人となっています。

年齢階層別にみると、いわゆる団塊の世代が含まれる70代後半が最も多く、5歳未満が最も少なくなっており、少子高齢化が顕著な人口構成となっています。また、現在の30代に比べ20代後半の人口が少ないことから、今後数年はさらに少子化が進むことが懸念されます。

■人口ピラミッド（令和8年3月末現在）

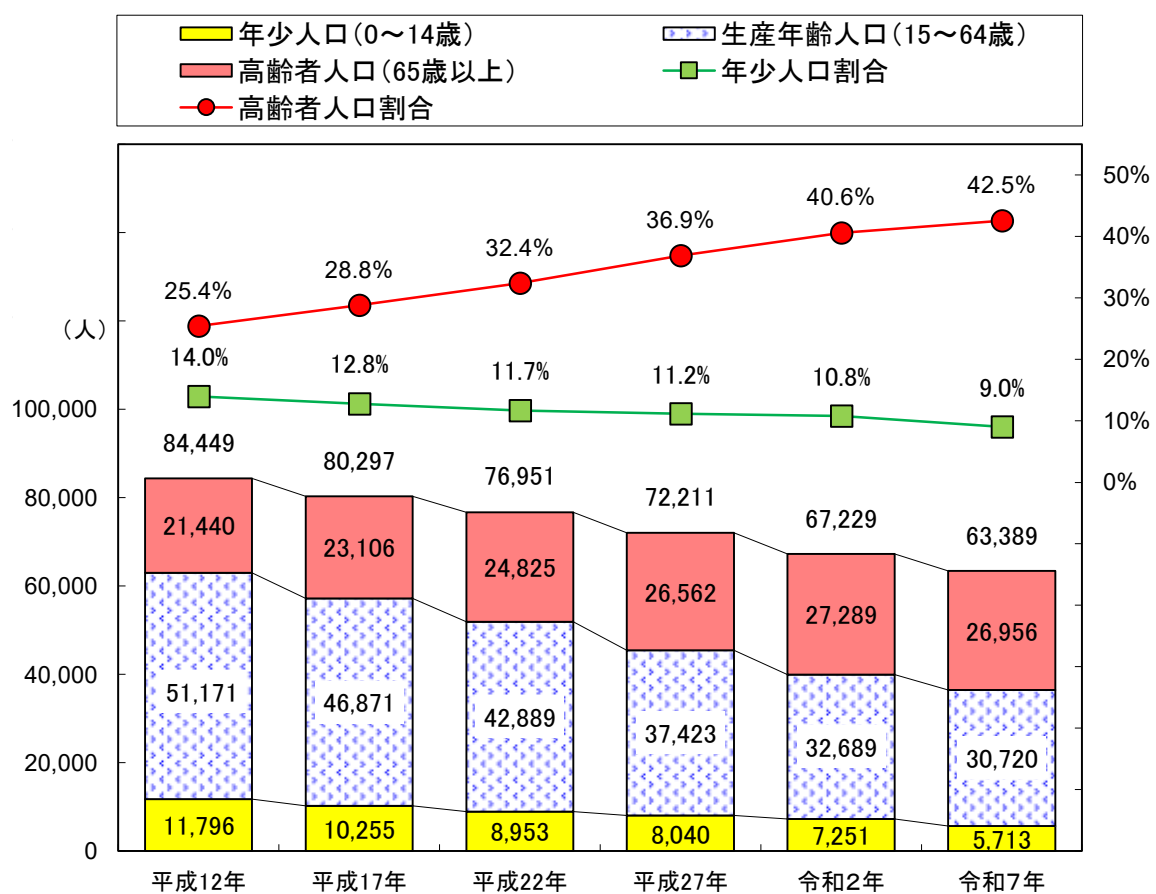


(2)年齢3区分人口の推移

本市の総人口は年々減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、令和2年までは15歳未満の年少人口及び15歳～64歳の生産年齢人口が減少を続ける一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けていましたが、令和2年から令和7年にかけては老年人口も減少に転じています。

しかし、年少人口及び生産年齢人口の減少が、老年人口の減少を上回っているため、総人口に占める高齢者人口割合(高齢化率)は、上昇の一途をたどっており、令和7年の高齢化率は42.5%となっています。

■年齢3区分人口の推移



(各年10月1日現在)
※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査（令和7年は住民基本台帳）

2 身体障がい者の現状

(1)身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和8年3月末現在4,152人(総人口の6.63%)で、うち65歳以上の高齢者が3,382人で全体の81.5%を占めています。

障がい種別に見ると、肢体不自由が2,239人(53.9%)と最も多く、次いで内部障がい1,266人(30.5%)となっています。また、重度障がい者(1、2級)は1,601人で、全体の38.6%を占めています。

身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18～64歳	16	10	1	2	5	1	35
	65歳以上	99	88	12	14	25	21	259
	合計	115	98	13	17	30	22	295
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	0	2	2	0	0	0	4
	18～64歳	3	15	3	8	0	14	43
	65歳以上	22	36	36	41	1	130	266
	合計	25	53	41	49	1	144	313
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	0	1	6	6			13
	65歳以上	0	2	15	9			26
	合計	0	3	21	15	0	0	39
肢体不自由	18歳未満	9	3	3	0	0	1	16
	18～64歳	82	95	58	77	92	32	436
	65歳以上	219	247	257	590	379	95	1,787
	合計	310	345	318	667	471	128	2,239
内部障がい	18歳未満	7	0	4	0			11
	18～64歳	113	6	41	51			211
	65歳以上	503	23	276	242			1,044
	合計	623	29	321	293	0	0	1,266
合計	18歳未満	16	5	9	1	0	1	32
	18～64歳	214	127	109	144	97	47	738
	65歳以上	843	396	596	896	405	246	3,382
	合計	1,073	528	714	1,041	502	294	4,152

※令和8年3月末現在

資料:社会福祉課

※障がい重複している場合は、代表部位、総合等級で計上

(2)等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向にあり、令和7年度は令和2年度に比べると435人(9.5%)の減少となっています。

等級別に見ると、5級は微増傾向にありますが、その他の等級は概ね減少傾向となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級	1,234	1,227	1,184	1,155	1,088	1,073
2級	596	573	564	560	538	528
3級	794	777	774	769	739	714
4級	1,167	1,157	1,138	1,120	1,088	1,041
5級	478	478	490	493	497	502
6級	318	319	314	306	292	294
合計	4,587	4,531	4,464	4,403	4,242	4,152
総人口に占める割合(%)	6.63	6.67	6.71	6.76	6.64	6.63

※各年度末現在

資料:社会福祉課

(3)障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に令和2年度からの推移を見ると、一部、年によるばらつきはありますが、いずれの障がい種別も概ね減少傾向にあります。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障がい種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視覚障がい	332	329	319	313	302	295
聴覚・平衡機能障がい	357	352	352	339	324	313
音声・言語障がい	44	45	45	41	41	39
肢体不自由	2,490	2,451	2,418	2,365	2,293	2,239
内部障がい	1,364	1,354	1,330	1,345	1,282	1,266
合 計	4,587	4,531	4,464	4,403	4,242	4,152

※各年度末現在

資料:社会福祉課

(4)年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

令和2年度からの推移を年齢階層別に見ると、いずれの年齢階層においても減少傾向となっています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
18歳未満	42	42	40	36	34	32
18～64歳	860	828	811	777	755	738
65歳以上	3,685	3,661	3,613	3,590	3,453	3,382
合 計	4,587	4,531	4,464	4,403	4,242	4,152

※各年度末現在

資料:社会福祉課

3 知的障がい者の現状

(1)障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和7年度末現在894人(総人口の1.43%)で、令和6年度までは増加傾向にありましたが、令和7年度はやや減少に転じています。

障がい程度別に見ると、重度のA判定よりも軽度のB判定の方が多くなっており、令和7年度はB判定が全体の70.2%を占めています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A判定	272	276	279	274	271	266
B判定	564	580	599	622	629	628
合 計	836	856	878	896	900	894
総人口に占める割合(%)	1.21	1.26	1.32	1.38	1.41	1.43

※各年度末現在

資料:社会福祉課

(2)年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、18歳未満は増加傾向にあり、令和2年度から令和7年度までの5年間で83人(64.3%)増加しています。一方、18歳以上は令和4年度の721人をピークに、それ以降は減少傾向にあります。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
18歳未満	129	141	157	181	199	212
18歳以上	707	715	721	715	701	682
合 計	836	856	878	896	900	894

※各年度末現在

資料:社会福祉課

4 精神障がい者の現状

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和7年度末現在630人(総人口の1.01%)で、等級別に見ると2級が最も多く、令和7年度は全体の61.6%を占めています。

またいずれの等級も、令和6年度までは概ね増加傾向にありましたが、令和7年度はやや減少に転じています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 級	30	30	30	32	42	41
2 級	307	311	332	336	437	388
3 級	159	168	178	175	231	201
合 計	496	509	540	543	710	630
総人口に占める割合(%)	0.72	0.75	0.81	0.83	1.11	1.01

※各年度末現在

資料:社会福祉課

(2) 自立支援医療(精神)利用者数の推移

本市の自立支援医療(精神)利用者数は、令和7年度末現在1,087人となっており、年によるばらつきはありますが、令和2年度以降では最も多くなっています。

自立支援医療(精神)受給者数の推移

(単位:人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数	1,037	1,000	1,023	1,062	1,031	1,087

※各年度末現在

資料:社会福祉課

5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が始まり、段階的に対象疾病の拡大が図られてきました。令和7年4月1日から、医療費助成制度の対象となる指定難病は348疾病、小児慢性特定疾病は801疾病となっています。

本市における特定医療費(指定難病)受給者証の所持者は年々増加しており、令和7年度は791人となっています。

なお、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービスが受けられるようになっていきます。上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成27年以降段階的に拡大が図られており、令和7年4月1日からは376疾病が対象となっています。

特定医療費(指定難病)受給者証件数(有資格者数)

(単位:人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数	708	708	748	759	786	791

※各年度末現在

資料:大分県南部保健所

6 障害支援区分認定者の現状

障害支援区分とは、障がいの特性その他の心身の状態に応じた、標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、18歳以上の障がい者が障害福祉サービスを利用するときに必要となります。支援の度合いは区分1が最も低く、区分6が最も高くなります。

本市の障害支援区分の認定者数は、令和4年度の425人をピークに令和5年度はやや減少し、その後は横ばい傾向となっています。

障害支援区分認定者の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分1	2	2	2	5	7	9
区分2	56	52	52	56	51	53
区分3	77	78	75	70	73	79
区分4	64	65	67	65	64	69
区分5	80	80	78	77	78	73
区分6	145	147	151	142	141	133
合計	424	424	425	415	414	416

※各年度末現在

資料：社会福祉課

7 障がい児の就学等の現状

(1)市内の特別支援学級の状況

市内の特別支援学級の状況は以下のとおりです。

特別支援学級の児童・生徒数の推移

(単位：人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障がい	小学校	71	87	94	98	101	114
	中学校	25	27	27	25	38	46
自閉症・ 情緒障がい	小学校	31	33	40	47	55	74
	中学校	13	15	20	27	26	24

※各年度5月1日現在

資料：学校教育課

(2)特別支援学校への就学状況

本市からの特別支援学校への就学状況は以下のとおりで、令和8年5月1日現在の通学者数は61人となっています。

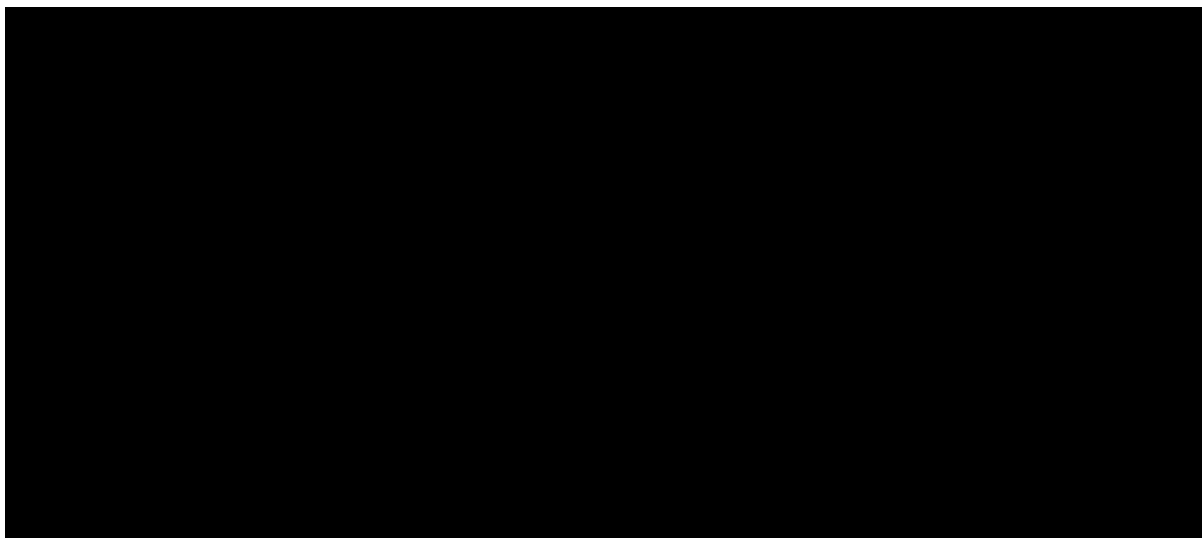
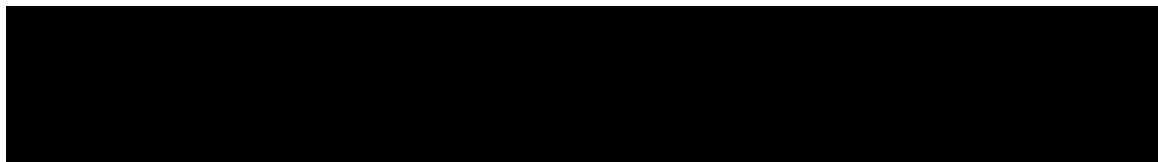
特別支援学校への就学状況

学 校 名	所在地	設置者	佐伯市からの在学者数(人)		
			小学部	中学部	計
佐伯支援学校	佐伯市	大分県	36	25	61

※令和8年5月1日現在

資料：学校教育課

8 障がい者の雇用の現状



(2)市の行政機関における障がい者の雇用状況

令和7年6月1日現在、市の行政機関における障がいのある人の雇用率は3.19%で、法定雇用率(2.7%)を上回っています。

市の障がい者雇用状況

対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
1144.5人	36.5人	3.19%	2.7%

※令和7年6月1日現在

資料:総務課

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

